

倉敷・水島の公害と福島原発事故

2つの公害をむすぶ

シンポジウム

- 2022年3月、福島原発事故により岡山県に避難を余儀なくされた人たちが起こした訴訟が、事実上の結審を迎えました。事故が起きてから11年が過ぎましたが、原発事故の被害者たちは事故の責任究明と救済を求めて、今も全国で裁判運動を続けています。
- 原発事故も大規模な公害事件です。今から約40年前、倉敷・水島の公害患者も訴訟を提起しました。水島など各地の大気汚染訴訟は、原発訴訟の先行ケースとしてその教訓が学ばれています。たとえば、原告にとどまらずすべての被害者を救済し、地域全体の回復と住みよいまちづくりをめざすという考え方は、福島原発事故でも訴訟の基本に据えられています。
- 倉敷・水島の公害と福島原発公害。この2つの経験を学び、互いに交流することで、暮らしや人権を守るために私たちは何をすればよいのか、考えたいと思います。

日時 2022年7月30日(土)
13:30-16:00

会場 倉敷市環境学習スクエア
水島愛あいサロンコミュニティフロア
086-440-5511 駐車場あります

定員 100名(オンライン併用)
参加費無料



主催:「2つの公害をむすぶ」講演会実行委員会
事務局:公益財団法人水島地域環境再生財団(みずしま財団)
〒712-8034 岡山県倉敷市水島西栄町13-23 TEL086-440-0121 FAX 086-446-4620
地球環境基金助成事業



倉敷・水島公害

コンビナートの操業による海や空気の汚染で、1960年代半ばから深刻化。コンビナートの排煙によって、呼吸器の患者が多発した。公害患者は1983年にコンビナート8社を提訴。訴訟は1996年に和解解決を迎え、2000年に水島地域環境再生財団（みずしま財団）が設立されて「環境再生のまちづくり」がスタートした。



撮影：高田昭雄

福島原発事故

2011年3月に起きた国内最大の環境汚染事件。避難を余儀なくされた人は16万人以上。電力会社と国の対策不備によって引き起こされた大規模な公害であり、全国各地に避難した人や福島県内の被害者たちが30件以上の訴訟を起している。原告数は1万人以上。岡山県への避難者による訴訟もあり、今年3月に事実上の結審を迎えた。



出典：東京電力ホールディングス

プログラム

- ・「原発訴訟と国の責任」石田正也先生（福島原発岡山訴訟弁護団長、みずしま財団理事長）
- ・「原発事故被害について」除本理史先生（大阪公立大学教授）
- ・福島原発事故で岡山県に避難された当事者、支援者のお話
- ・みずしま財団からのお話
- ・交流の時間

申し込み

TEL 086-440-0121

FAX 086-446-4620

締め切り 2022年7月28日（木）

<https://forms.gle/NgFd3PmPKbQ82vjr7>



お名前	所属	参加方法	電話番号	メールアドレス
		会場 オンライン		
		会場 オンライン		
		会場 オンライン		